

佐久水道企業団建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業団が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札に最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設コンサルタント等の業務 建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務をいう。
- (3) 設計金額 消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税の額を含む設計金額をいう。
- (4) 入札書比較価格 予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。

(対象)

第3条 この要綱は、競争入札に付する建設工事等のうち、最低制限価格を設けるものについて適用する。

(最低制限価格の設定)

第4条 予算執行者は、設計金額が200万円以上の建設工事及び設計金額が100万円以上の建設コンサルタント等の業務に係る競争入札について、次に掲げる方法により算出した最低制限価格を設定するものとする。

- (1) 建設工事 次に掲げる入札書比較価格の算出の基礎となった費目の額ごとに、それぞれ算出した額（1円未満切捨て）の合計額とする。ただし、その合計額が、入札書比較価格の100分の92を超えるときは100分の92の額（以下「建設工事上限額」という。）とし、入札書比較価格の100分の75に満たないときは100分の75の額（以下「建設工事下限額」という。）とする。
 - ア 直接工事費の額 100分の97を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額 100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額 100分の90を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額 100分の68を乗じて得た額
- (2) 建設コンサルタント等の業務 次の表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに入札書比較価格の算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額ごとに、それぞれ算出した額（1円未満切捨て）の合計額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務以外の場合にあっては、その合計額が、入札書比較価格の100分の80を超えるときは100分の80の額（以下「建設コンサルタント等の業務上限額」という。）と、入札書比較価格の100分の60に満たないときは100分の60の額（以下「建設コンサルタント等の業務下限額」という。）とし、測量業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格の100分の82の額を超えるときは100分の82の額と、入札書比較価格の100分の60に満たないときは100分の60の額とし、地質調査業務の場合にあっては、その合計額が入札書比較価格の100分の85の額を超えるときは100分の85の額と、入札書比較価格の3分の2の額に満たないときは3分の2の額とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の48を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額	諸経費の額に100分の60を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額	解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額	諸経費の額に100分の48を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、次に掲げる範囲内の額を最低制限価格とすることができる。

(1) 建設工事 建設工事上限額から建設工事下限額まで

(2) 建設コンサルタント等の業務 建設コンサルタント等の業務上限額から建設コンサルタント等の業務下限額まで

(最低制限価格の端数処理方法)

第5条 前条第1項の規定により算出した最低制限価格の端数処理方法については、次の表によるものとする。ただし、建設工事上限額若しくは建設工事下限額又は建設コンサルタント等の業務上限額若しくは建設コンサルタント等の業務下限額を最低制限価格とする場合、端数処理は行わないものとする。

区分		設計金額	最低制限価格の端数処理方法
建設工事	建築工事に係る積算による工事以外の工事	200万円以上	1万円未満切捨て
	建築工事に係る積算による工事	1,000万円未満	1万円未満切捨て
		1,000万円以上	10万円未満切捨て
建設コンサルタント等の業務	建設コンサルタント業務	100万円以上	1万円未満切捨て
	建築コンサルタント業務	100万円未満	1千円未満切捨て
		100万円以上	1万円未満切捨て
		1,000万円未満	
	1,000万円以上	10万円未満切捨て	

(最低制限価格の予定価格書への記載)

第6条 前2条の規定により算出した最低制限価格は、佐久水道企業団契約規程（昭和45年規程

第4号。以下「規程」という。)第16条に定める予定価格書にこれを記載するものとする。

(最低制限価格設定の周知)

第7条 この要綱の円滑な運用を図るため、最低制限価格を設定した建設工事等の競争入札について、企業長は、規程第4条及び第5条の規定による入札の公告及び規程第23条の規定による指名競争入札通知の際、最低制限価格が設定されている旨を記載するとともに、入札執行者は、当該入札の執行に当たり、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回る価格の入札を行った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならないこと。
- (3) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(失格者への告知及び落札者の決定)

第8条 入札執行者は、失格者があったときは、当該失格者に対し政令第167条の10第2項の規定により、落札者としないう旨を告げるものとし、最低制限価格以上の価格であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者として決定するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後の入札の公告又は指名の通知に係る競争入札から適用する。